

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、管理職員が週休日に勤務を要する場合における時間単位の勤務時間の割振り変更を可能とするものです。

【条例改正の背景】

職員が週休日に勤務を要するため平日に週休日の振替等を行う場合、現行では1日を単位として週休日を振り替えるか、半日を単位として勤務時間の割振り変更を行うかに限られています。

行事に出席する場合など管理職員が週休日に勤務した際に、勤務時間が半日相当の時間数に満たない場合には、勤務時間を平日に割振り変更することができないことから、より働きやすい職場環境を整備するため、管理職員が勤務時間の割振り変更をより柔軟に行うことができるよう条例改正を行います。

【条例改正の内容】

- ①管理職員が週休日に勤務する必要がある場合において、1時間単位で勤務時間の割振り変更を行うことができることとします。

例：月曜日の1時間の勤務時間を日曜日における1時間の勤務時間に割振り変更する。

日	月	火	水	木	金	土
↓	↓					
1時間勤務						
	6時間45分勤務	7時間45分勤務	7時間45分勤務	7時間45分勤務	7時間45分勤務	週休日

- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日